

令和3年度 神戸市高齢者介護士認定試験の受験者募集（ご案内）

<問い合わせ先>

神戸市介護サービス協会事務局

電話：078-271-5326 F A X：078-271-5366

E-mail:kaigo@with-kobe.or.jp

「神戸市高齢者介護士認定制度」は、介護職員の意欲向上と社会的評価の向上、神戸市全体の介護サービスの質の向上及び介護人材の安定的確保のために創設された神戸市独自の認定制度です。平成23年度より施設の介護職員を対象に「神戸市高齢者施設介護士認定制度」として実施されてきたものを、平成27年度より訪問系事業所の介護職員にも対象を広げ「神戸市高齢者介護士認定制度」と名称を改めて実施しています。平成23年度～令和2年度の間、延べ296名の方に認定証を授与させていただきました。（令和2年度は43名の方が受験されました）

当制度を運営している神戸市介護サービス協会が、平成26年に実施した「介護人材確保・定着に関するアンケート調査」において、当制度に参加した施設・事業所からは「**職員のモチベーションが上がる**」「**リーダー育成に有効**」等の回答をいただいております。

平成23年度～令和2年度の認定者からは、

「講習で身体の仕組み等を教わり、例えば利用者の立位補助の時の足の位置や、無理に立たせていないか等を考えるようになった」「試験は難しかったが、幅広く学ぶことができよかった」「一から勉強しなおす貴重な機会になった」

等のご意見や、この認定を受けたことで

「プロ意識が芽生え、利用者に接する態度や対応が変わった」「中堅の立場として考え方を見直すことができた」

等のご意見もいただいているところです。

また、平成29年度の介護報酬改定において新設された、月額平均1万円相当の介護職員処遇改善加算の昇給要件である「資格」「評価」の基準として当認定制度合格をもって取り扱うことができるとともに、平成31年度から当認定制度合格者に対するキャリアアップ支援として、介護福祉士合格までの間（最長5年）、月額1万円の支援金を支給しております。

この度、令和3年度の当認定制度の受験者を募集するにあたり、受験対象となる介護職員が在職している事業所におかれましては、当制度の趣旨をご理解いただき、積極的にご応募くださいますようお願いいたします。なお、当制度の講習会・認定試験は、神戸市介護サービス協会にて実施しますので、直接、神戸市介護サービス協会宛お申込みください。

令和3年度 神戸市高齢者介護士認定試験 受験者募集について

「神戸市高齢者介護士認定制度」は、介護職員の意欲向上と社会的評価の向上、神戸市全体の介護サービスの質の向上及び介護人材の確保のためにできた神戸市独自の認定制度です。神戸市内の施設・事業所にて介護業務に従事している職員を対象として、4日間の講習会を実施するとともに認定試験を行い、3年以上5年未満の間継続して介護業務に従事している合格者には神戸市長名で認定証が授与されます。

平成31年度からは、神戸市より当認定制度合格者に対するキャリアアップ支援として、介護福祉士合格までの間(最長5年)、月額1万円が支給される制度も創設されました。

令和3年度から講習会の一部をオンライン講習にて実施します。令和3年度の受験者募集については、現在準備中です。
募集要綱が整い次第、各施設・事業所宛に案内を郵送するとともに、協会ホームページでお知らせします。
令和3年4月募集開始予定！

◆令和3年度講習会及び認定試験日程◆

<講習会>

第1日目 集合型 令和3年7月 3日(土) 午前9:15～午後5:00(昼休憩45分)
第2日目 オンライン 令和3年7月16日(金) 午前9:15～午後5:00(昼休憩45分)
第3日目 オンライン 令和3年8月 3日(火) 午前9:15～午後5:00(昼休憩45分)
第4日目 集合型 令和3年8月21日(土) 午前9:15～午後5:45(昼休憩45分)
予備日 令和3年9月 4日(土)

※予備日とは、講習会が気象警報等で中止になった場合の振替日です。

念のため、シフトを入れず空けておいてください。

<認定試験> 令和3年9月26日(日) 午前10:00～午後4:15(昼休憩45分)

<お問合せ・申込先> 神戸市介護サービス協会事務局

<https://www.kaigo-kobe.net>

〒651-0086 神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター 4階

電話：078-271-5326 Fax：078-271-5366 E-mail：kaigo@with-kobe.or.jp

<集合型講習会・認定試験会場>

神戸市中央区磯上通3-1-32

こうべ市民福祉交流センター内研修室

参考：神戸市高齢者介護士認定対象者及び、キャリアアップ支援金対象者早見表

介護福祉士	勤続年数	神戸市高齢者 介護士認定	キャリアアップ 支援金
資格あり	3年未満	× 3年目に授与	× 対象外
	3年以上 5年未満	○ 対象	× 対象外
	5年以上	× 対象外	× 対象外
資格なし	3年未満	× 3年目に授与	○ 対象
	3年以上 5年未満	○ 対象	○ 対象
	5年以上	× 対象外	○ 対象

安全確保対策事業（兵庫県との連携事業）BE KOBE

（1）「訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業」

訪問看護師・訪問介護員の安全確保のために2人以上で利用者宅を訪問する必要がある場合、その費用の一部を補助。令和2年度より補助単価を拡充。

- ・補助基準額の例 訪問看護・介護予防訪問看護30分未満 2,540円/回
(拡充) 30分以上 4,020円/回

- ・補助額 補助基準額の1/3を県、1/3を市が補助

（2）「事業所におけるハラスメント対策の取り組みに対する費用補助事業」

1人訪問時の安全対策に必要な経費として、警備保障会社によるセキュリティシステム導入に必要な機器購入費の一部補助事業を令和2年度より実施。

補助対象：訪問看護事業所、介護予防訪問看護事業所、訪問介護事業所、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

補助基準額：21,500円/事業所（補助基準額の1/3を県、1/3を市が補助）

神戸市からのお知らせ

介護サービス利用の皆様へのお願い

介護サービス事業者等は、サービスを利用される方やご家族との信頼関係のもと、利用者が安心してサービスを受けられるように、ケア技術の向上など、質の高いサービスの提供に努めることになっています。

一方で、近年、介護現場において、サービス従事者に対する、利用者やご家族からのハラスメントが問題になっています。

ハラスメントを防止することが、サービスを継続して円滑に利用できることにつながりますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

以下のような行為があれば、ハラスメントに該当し、サービスの提供が出来なくなる場合もあります。

身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす、
その恐れのある行為

- 〔例〕
- たたく、ける、手をひっかく・つねる
 - 物を投げる、つばを吐く ○ 服をひきちぎる

精神的暴力

個人の尊厳や価値を言葉や態度
によって傷つける行為

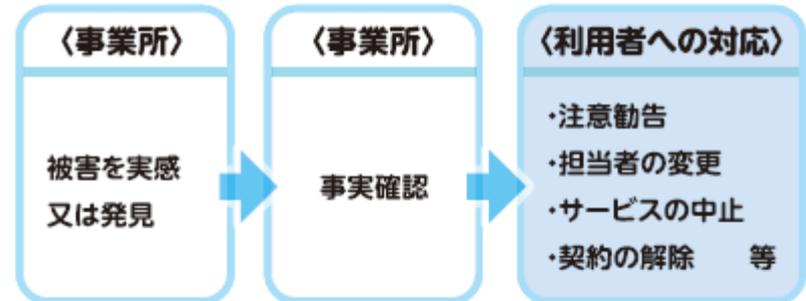
- 〔例〕
- 大声を発する、威圧的な態度で接する
 - 理不尽なサービスを要求する
 - 気に入っている職員以外に批判的な言動をする

セクシャル ハラスメント

性的な嫌がらせ行為

- 〔例〕
- 必要もなく身体を触る
 - ひわいな言動を繰り返す
 - ノード写真を見せる

暴力などのハラスメントが発生した場合の事業所の対応(例)



※このチラシは、兵庫県により作成された「訪問看護師・訪問介護員が受ける暴力等対策マニュアル」（平成30年度兵庫県委託事業）と、厚生労働省の補助金を活用して、三菱総合研究所により作成された「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」（平成31年3月発行）を参考に作成しています。

発行課：神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課・健康部地域医療課

令和元年9月発行



ものを投げる

つばを吐く

体をたたく



大声で怒鳴る



理不尽な要求
※業務外のサービス依頼など



体に触る



性的な話をする



長時間のクレーム



つきまとう

これらはハラスメント行為です

※相手が脅威、不快だと感じれば、それはハラスメントです

介護サービス利用にあたっての兵庫県からのお願い

ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、かかわった介護職員の心身に悪影響を与えます。状況によっては、契約条項や重要説明事項に基づき介護サービスの提供が終了となる場合がありますので、ご留意をお願いします。

ハラスメントの具体例

分類	内容	例
(1) 身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為	ものを投げつける／つばを吐く／たたく／つねる／手を払いのける／蹴る
(2) 精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為	大声を出す／怒鳴る／特定の職員にいやがらせをする／「この程度でできて当然」と理不尽なサービスを要求する／威圧的な態度で文句を言う／無視する
(3) セクシャルハラスメント	意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為	必要もなく手や腕をさわる／抱きしめる／ヌード写真を見せる／性的な話をする／下半身を丸出しにする
(4) その他	悪質クレームやストーカー行為など	特定の職員につきまとう／長時間の電話／利用者や家族が事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる

1年間(平成30年1月～12月)に利用者からハラスメントを受けたことがある職員は

5～9割

※介護現場におけるハラスメントに関する調査報告書(平成30年度厚生労働省調査報告書)

介護事業所等で介護職員の人材不足を実感

7割

※「介護事業実態調査」(令和元年厚生労働省調査)

兵庫県の高い高齢化率
平成9年14.8%

令和2年
28.7%

※「高齢化率の推移」(国勢調査総数集計表資料)

高齢化が進み介護需要が高まる一方、介護人材は不足しています。ハラスメントによる介護職員の離職を防ぎ、**介護職員が安心して働ける環境を整えることは、皆さまへの適切な介護サービスの提供につながります。**住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、利用者一人ひとりが**介護サービスの適切な利用にご協力ください。**

発行先：兵庫県健康福祉部少子高齢高年齢政策課

※「民間事業者等に対する介護職員の働き方改善に関する調査報告書」(平成30年3月発行、厚生労働省調査報告書)及び「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」(平成31年3月発行、厚生労働省調査報告書)を参考に作成



兵庫県イラストレーション

申請の方法と流れ

必要書類

- 採用された本人から事業所に提出する「委任状」に、コロナの影響による離職であることを記載
- 事業所から市へ提出する「申請書」「口座指定書」
- 「現職の雇用契約書」等
- 令和2年1月以降の退職日が分かる「雇用保険受給資格者証」や「退職証明書等の写し」「雇用契約書等の写し」

	① 就職祝い金	② 定着一時金
支給額	1万円	10万円
対象 <small>いすけあきあきネット</small>	令和2年12月1日から令和3年3月末までに新たに福祉サービス事業所へ介護職員として採用された方であること	令和2年6月1日から令和3年3月末までに新たに福祉サービス事業所へ介護職員として採用され6か月間以上在職された方であること
	令和2年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症による影響で退職（前職の職業及び退職理由の自己都合、会社・法人都合は問わない）申請日時点で在職している、正社員又はフルタイム勤務の介護職員である過去に本事業の同じ支援金を受けていない	
申請締切	令和3年4月30日 必着	令和3年10月31日 必着

対象施設とは 神戸市内所在の指定介護事業所・指定障害福祉サービス事業所
介護職員とは 主たる業務として「直接介護を行う従事者」（看護職員、事務職員その他は本制度の対象外）

申請方法

就職祝い金・定着一時金は、採用された事業所を通じて申請いただきます

- (1) 委任状(採用者本人)と申請書 兼 請求書(事業所)の様式を神戸市WEBサイト「神戸ケアネット」より入手
 - (2) 採用者が事業所へ委任状を提出
事業所が申請書 兼 請求書を市へ提出
 - (3) 申請書 兼 請求書に基づき、市より事業所へ支払い
 - (4) 各事業所において給与等とあわせて支給
- ※ 祝い金を支給した方については、6か月後に改めて「定着一時金」を申請

福祉施設では 感染防止対策を 徹底しています

換気や消毒、手洗いの徹底などの基本的な対策に加え、オンラインでの面会を活用するなど、徹底した感染防止対策が図られています



神戸市の福祉応援プロジェクト コウベ de カイゴ

あたらしい「介護で働く」を神戸のまちで

就職祝い金 定着一時金
1万円 **10万円**

コロナの影響で離職された方の介護職への就職を応援します。



詳細な条件、様式や実施要領等は、神戸市WEBサイトに掲載しています。

神戸ケアネット

検索

お問い合わせ先

神戸市福祉局 介護保険課
 神戸市中央区加納町6-5-1

TEL **078-322-6228** 平日9:00~17:00



ひとに寄り添い、ひとと向き合う 介護職を応援します。

新しい介護職の働き方や働く環境づくりを神戸市は応援します。
神戸市内の介護・障害者支援施設への皆さまの就職をお待ちしております。

コウベdeカイゴの内容



1
コロナの影響により
離職した方の
新規就職を応援します

コロナの影響で
離職された方の介護職への
就職を応援します。

介護業界への就職に就職祝い
金や定着一時金を支給します。
(詳細は裏面)

- ① 就職祝い金 1万円
- ② 定着一時金 10万円



2
新規就職された方の
生活を応援します

強力なキャリアアップ支援
神戸市独自の資格・国家資格
(介護福祉士)の取得に向けた
補助(10,000円/月)などキャリア
アップを支援!

住宅手当補助
新規採用時の住宅手当補助
(14,000円/月)制度により支援!



3
介護職の魅力を
向上・発信します

テクノロジーが現場を変える
介護施設の個室を見守るセン
サーなど、先進技術の導入を積
極的に進めています。



介護の仕事はいろいろ

施設介護職員

介護施設などで、高齢者の身の回りのお世話をする仕事。介護以外にも、施設のイベントの運営や雑務も行います。入居施設では、夜勤もあります。デイサービス(通所系サービス)は日中だけの勤務になります。

- 1 日のスケジュール (定時者入所施設の場合)
- 9:00 出勤/引き継ぎ ↓
 - 9:30 入浴や食事の介助など ↓
 - 11:30 昼食休憩 ↓
 - 12:30 レクリエーションや機能訓練、事務処理など ↓
 - 16:30 夕食介助、就寝準備の介助、申し送り ↓
 - 18:00 帰宅

VOICE 他業種から介護職へ

利用者とともに成長できる仕事

製造業から転職



Fさん 障害者支援施設
40代男性

身近な人が交通事故で高次脳機能障害になったことがきっかけで障害者支援の世界を知りました。長く続けてきた製造業はもと向き合う仕事でしたが、思い切って人と向き合う仕事へ転職を決意しました。

転職当初は、どのように対応したらよいのか戸惑うことがありましたが、先輩や同僚にめぐまれ、利用者さんとともに成長できる仕事であると実感しています。

10代の利用者さんの就労支援で、就職説明会や職場実習に同行したりする中で、就職が決まったときの喜びはひとしおでした。人と接する仕事の醍醐味を感じています。

事務職から転職



Nさん 介護保険施設
40代女性

人生の先輩から日々学ぶ仕事

将来的にも社会から必要とされる仕事ということで、長く続けた事務職を辞めて老人介護施設の介護職に就きました。いずれ必要となる両親の介護にも介護職の経験は役立つと考えての決断でした。

利用者さんの人生をお預かりする仕事として、人との関わりが少なかった事務職のときには体験しなかった責任の重さを感じています。関わるお一人おひとりが人生の先輩で、自分の家族のように向き合うなかで多くのことを学んでいます。楽しいこと、明るいことばかりではありませんが、利用者の方の笑顔や言葉に大きく支えられている毎日です。

災害時におけるショートステイサービスの拡充について

1. 課題

介護保険サービスでのショートステイについて、災害時の利用は長期に及ぶ可能性があり、法定の限度額を超えれば全額自己負担となる。

神戸市独自給付「ミドルステイサービス」において、主たる介護者が被災した場合のショートステイの利用は市独自の上乗せ給付対象としているが、利用者本人が被災した場合は、想定されていなかった。

2. 災害時におけるショートステイサービス拡充について

本人が被災によりショートステイを利用した場合に、保険給付できない利用額について、市独自で上乗せ給付（市町村特別給付）。

(1) 利用対象者

震災、風水害、火災等の災害等により、一時的に居宅等において日常生活を営むことに支障が生じた居宅要介護被保険者

(例) ①居住地域が震災、風水害等により避難指示等の対象になり、避難所において日常生活を営むことに支障が生じる方

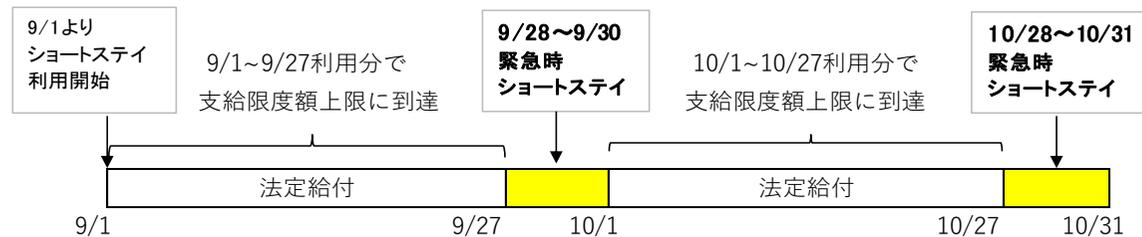
②風水害、火災等の災害等により住宅に被害を受けた方

(2) 給付対象

①支給限度額を超過する負担分

②31日以上連続したショートステイ利用における31日目の負担分（以降、62日目も）

①



②



(3) 支給期間

初めて当該サービスを受けた日から起算して7日間

3. 施行時期

令和3年4月